

土壤汚染状況調査の実施対象となる土地が拡大します！

～改正土壤汚染対策法が平成31年4月1日から施行されます～

土壤汚染対策法では、届出が必要な土地の形質の変更の規模要件を3000m²以上としていますが、改正法施行後は、「土壤汚染対策法第3条第1項のただし書きの確認を受け、土壤汚染状況調査が猶予されている土地」及び「水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地」にあつては、900m²以上の土地の形質の変更をする場合、事前に届出が必要となります。

1. 改正内容

(1) 土壤汚染状況調査が猶予されている土地の形質変更の届出（法第3条関係）

有害物質使用特定施設*を廃止した場合には、土地の所有者は当該土地の土壤汚染状況調査を行い、その調査結果を保健所に報告しなければなりません。引き続き工場・事業場の敷地として使用される等の理由から、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないことを保健所が確認した土地では、その調査が猶予されています。

改正法では、これらの土地において、900m²以上の土地の形質の変更をする場合に届出が必要となります。なお、この届出後、保健所から土壤の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関で調査して報告するよう命令されます。

※有害物質使用特定施設…水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設であつて、特定有害物質（シアン、鉛、テトラクロエチン、ほう素等26物質）をその施設において、製造し、使用し、又は処理するもの

(2) 有害物質使用特定施設が設置されている事業場の敷地の形質変更の届出（法第4条関係）

これまで、土地の形質の変更の届出が必要な規模は一律で3000m²以上でしたが、操業中の有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地においては、900m²以上となります。

なお、この届出後、保健所から土壤の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関で調査して報告するよう命令されることがあります。

2. 届出期限

(1) 法第3条関係

届出は、法において、あらかじめ提出することとなっており、期限は定められていませんが、形質の変更を行う当該土地の特定有害物質による汚染の状況について調査を行う必要が生じ、時間を要しますので、届出の提出時期については、事前に管轄保健所（4ページの窓口一覧参照）までご相談ください。

(2) 法第4条関係

土地の形質の変更に着手する日の30日前まで
なお、届出対象は、平成31年5月1日以降に土地の形質の変更に着手するものとなります。

3. 土地の形質の変更について

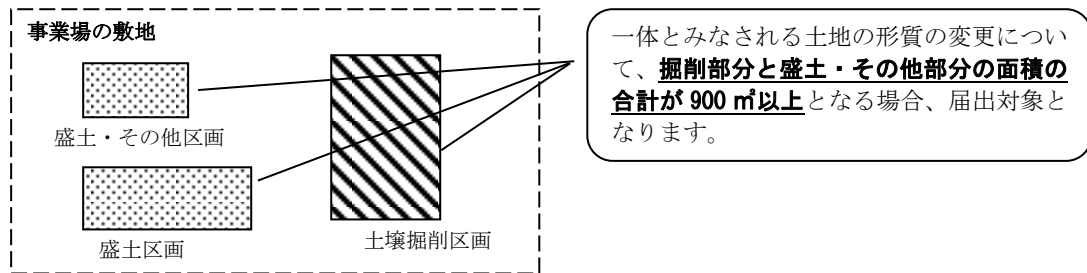
(1) 届出の対象となる土地の形質の変更

土地の形質の変更：土地の形状を変更する行為全般であり、「掘削」と「盛土・その他」に分ける。
「その他」とは、土壌の移動を伴わない土地の形質の変更のこと。

【例】アスファルトの敷設や更新

面積の算定：一連の事業計画における掘削部分と盛土・その他部分の面積を合計

【例】



(2) 届出の対象とならない土地の形質の変更

1 盛土・その他のみ行う場合

一部でも掘削を伴う場合は、盛土・その他区画を含めた面積が 900 ㎡以上となれば、届出の対象となります。

2 次のすべてに該当する場合

- ① 形質の変更の対象となる土地の区域外へ土壌の搬出を行わない。
- ② 形質の変更に伴い土壌の飛散又は流出が生じない。
- ③ 形質の変更部分の深さ（掘削深度）が最大 50 cm未満である。

4. 届出書類

(1) 届出様式

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書【土壤汚染対策法施行規則 様式第6】

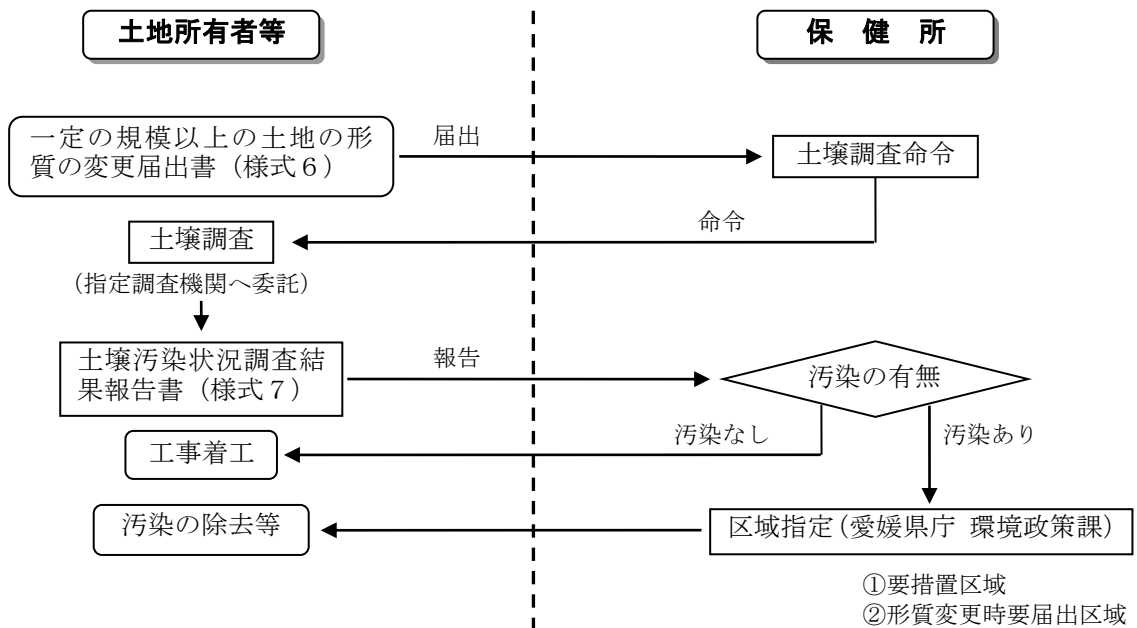
(2) 添付書類

- ① 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（平図面、立面図及び断面図）
※「掘削」と「盛土・その他」に色別に分け、地番を表示。
- ② 土地の所在地の地図等：土地の所在地を示す地図等、事業の全体計画を示す図面、形質変更規模（面積）に係る求積図や計算書等
- ③ 土地の所有者の同意書：届出者が形質の変更をしようとする土地の所有者等でない場合、形質変更の実施についての土地所有者等の同意書 ※工事の請負契約書の写しでも可
- ④ 土地の所有者等であることを証する書類等：形質変更に係る土地の登記事項証明書及び公図等の写し等

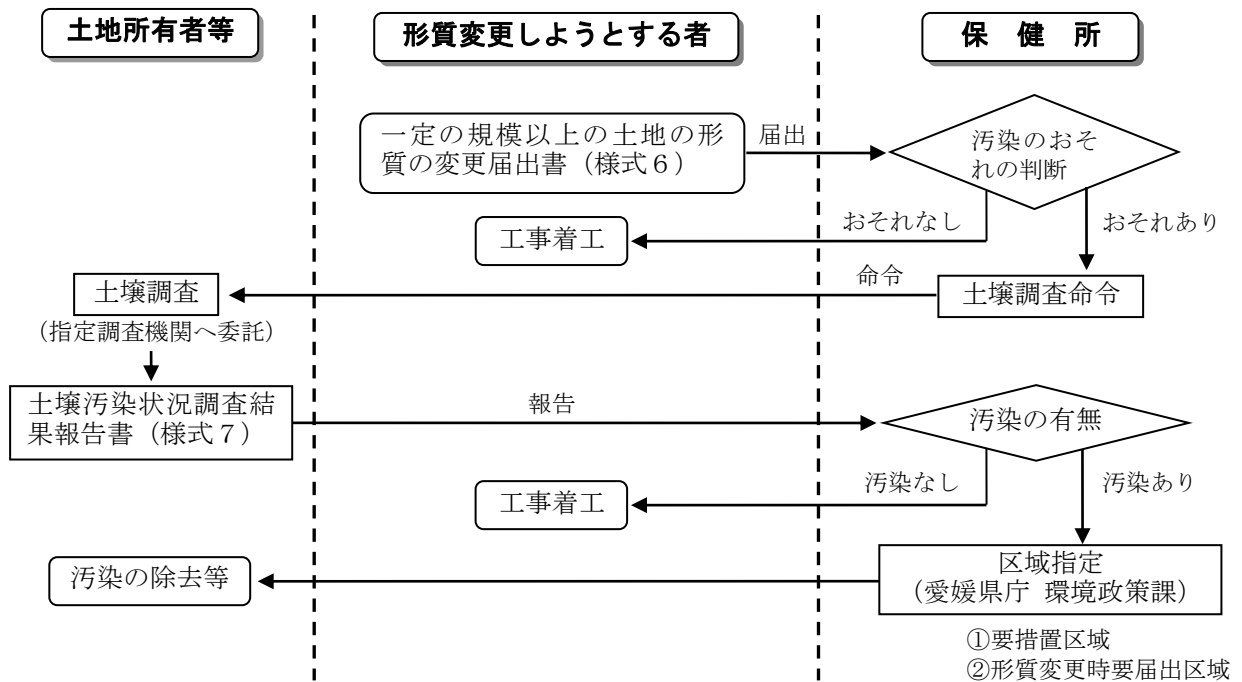
(3) 提出部数：1部

5. 届出以降の流れ

(1) 法第3条関係



(2) 法第4条関係



6. 問い合わせ先（窓口一覧）

窓口担当課等	所在地及び連絡先	管轄エリア
四国中央保健所 衛生環境課	四国中央市三島宮川 4-6-53 0896-23-3360(代)	四国中央市
西条保健所 環境保全課	西条市喜多川 796-1 0897-56-1300(代)	新居浜市 西条市
今治保健所 環境保全課	今治市旭町 1-4-9 0898-23-2500(代)	今治市 上島町
中予保健所 環境保全課	松山市北持田町 132 089-909-8759(直)	伊予市 東温市 久万高原町 松前町 砥部町
八幡浜保健所 環境保全課	八幡浜市北浜 1-3-37 0894-22-4111(代)	八幡浜市 大洲市 西予市 内子町 伊方町
宇和島保健所 環境保全課	宇和島市天神町 7-1 0895-22-5211(代)	宇和島市 松野町 鬼北町 愛南町
(参考) 松山市役所 環境指導課	松山市二番町 4-7-2 089-948-6441(直)	松山市